

ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内

ワンストップ特例制度は、確定申告の不要な給与所得者等が寄附をした場合、確定申告を行わなくても税の寄附金控除を受けられる仕組みです。（所得税での控除は発生しませんが、翌年の住民税にて控除が適用されます。）

対象者

ワンストップ特例制度が適用される方は、次の条件を全て満たす方です。

- ①確定申告の必要がない方
- ②寄附金税額控除を受ける目的以外に個人住民税の申告を行う必要のない方
- ③1年間の寄附先が5自治体以下の方

※同一自治体に複数回寄附した場合は、1自治体としてカウントします。

※上記を満たさない方は、確定申告が必要です。

申請方法

ワンストップ特例制度の申請を希望される方は、別添の申告特例申請書に必要事項を記入・捺印のうえ、添付資料を添えて提出してください。

【添付資料について】

平成28年1月以降、ワンストップ特例の申請書にはマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。申請書を提出する際は、本人確認（番号と身元確認）のため、以下のいずれかのコピーを添付してください。

》》 マイナンバーカードを持っている方

→マイナンバーカードの表面と裏面のコピー

》》 通知カードを持っている方

→通知カードのコピーと身分証（※）のコピー

※身分証は次のうちいずれか1点をご提出ください。

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、健康保険や介護保険の被保険者証等

※年内に複数回寄附する場合、寄附の度に申請書と添付資料の提出が必要です。

提出先

上記必要書類を寄附をした翌年の**1月10日までに**下記へご提出ください。（FAX及び電子メール不可。また、送付にかかる費用は寄附者様負担となります。ご了承ください。）

■申請書送付先■

〒907-8501

沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市役所 企画部企画政策課 宛

【問い合わせ先】

石垣市役所企画部企画政策課

TEL：0980-82-1350

FAX：0980-83-1427